

「酸素欠乏・硫化水素危険作業」特別教育

一般社団法人 足利労働基準協会

酸素欠乏症や硫化水素中毒を引き起こす危険のある場所(労働安全衛生法施行令別表)での作業は、建設業、清掃業、製造業など幅広い業種で行われています。そして、酸素欠乏症などの労働災害は、各業種で発生しており、死亡率の高い災害でもあります。

これらの災害の多くは、現場作業員への教育不足、作業管理の徹底不足など酸素欠乏症等の発生原因や防止措置に関する不十分な知識が原因となって発生しています。

「酸素欠乏危険場所における作業に係る業務」は、労働安全衛生規則により「危険又は有害な業務」に指定され、特別教育を受けなければ作業に従事することができませんので、該当する労働者については必ず受講くださるようお願いいたします。

【講習内容(管理者教育)】(酸素欠乏危険作業特別教育規程によるカリキュラム)

- (1) 酸素欠乏等の発生の原因 (1時間)
- (2) 酸素欠乏症等の症状 (1時間)
- (3) 空気呼吸器等の使用の方法 (1時間)
- (4) 事故の場合の退避及び救急蘇生の方法 (1時間)
- (5) その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項(1時間 30分)

記

1 日時 令和6年12月19日(木) 9:00~16:00

2 会場 地場産センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 13,200円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年10月1日(火)~令和6年12月5日(木) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555